

資産の健全化に向けて

当行は、資産の健全性確保を重要な経営課題として、厳格な資産査定と積極的な不良債権処理に取り組んでおります。

金融再生法開示債権

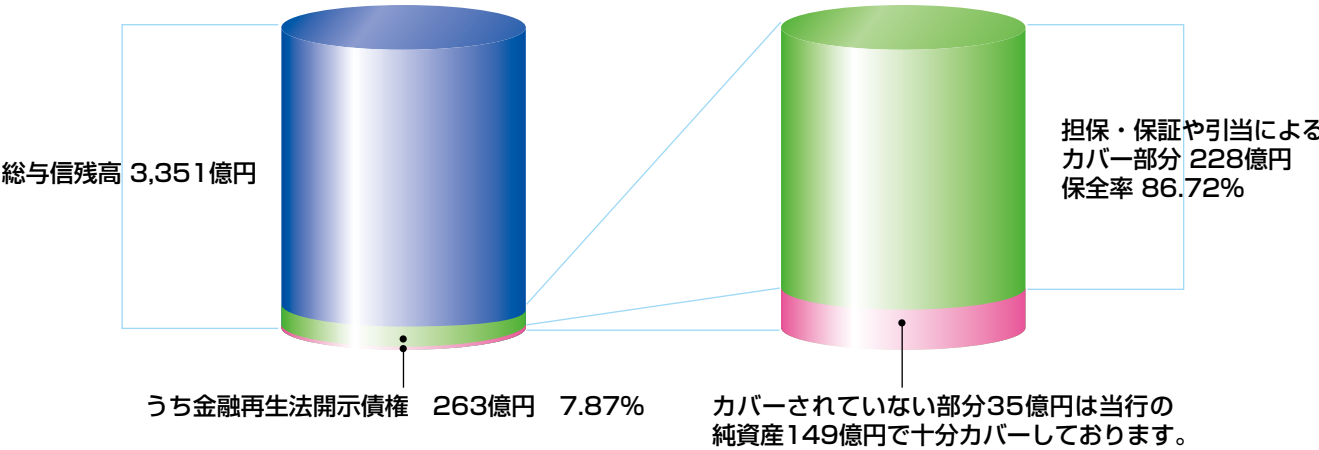
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）に基づき、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」「正常債権」を開示しております。

金融再生法では、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息および仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものを対象としております。金融再生法に基づく開示債権の残高は、お取引先の業況が悪化したことなどにより、前期比42億円増加の263億円、総与信額に占める割合は1.42%増加の7.87%になりました。なお、金融再生法開示債権合計263億円には、担保保証のほか、将来的に損失を被ることに備え、すでに費用として引当てしている部分も含まれております。開示債権に対する保全額は228億円、保全率は86.72%あり、将来的な損失にも十分に備えております。

金融再生法開示債権（単体）

	平成19年3月末	平成20年3月末
金融再生法開示債権合計	22,135	26,383
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7,288	4,099
危険債権	9,614	19,642
要管理債権	5,232	2,641
保全額	17,806	22,880
貸倒引当金	4,912	8,315
担保保証等	12,893	14,564
総与信残高（末残）	343,148	335,163

（単位：百万円）



用語解説

金融再生法開示債権	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権……破産、会社更生、再生手続などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権	③要管理債権…… ●3ヵ月以上延滞債権（元金または利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権）●貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出債権）（注）いずれも①②を除く。
②危険債権……債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権	④正常債権……債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記以外に区分される債権

リスク管理債権

銀行法に基づき、「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」を開示しております。

リスク管理債権では貸出金だけを対象としております。なお、担保保証等による保全の有無など回収の可能性に関わらず開示しており、すべての金額が回収不能となるものではありません。

リスク管理債権

	平成19年3月末		平成20年3月末	
	単 体	連 結	単 体	連 結
リスク管理債権合計	22,021	22,017	26,271	26,713
破綻先債権	2,584	2,623	950	1,072
延滞債権	14,204	14,161	22,679	22,999
3ヵ月以上延滞債権	844	844	—	—
貸出条件緩和債権	4,388	4,388	2,641	2,641

（単位：百万円）

用語解説

リスク管理債権	
①破綻先債権……会社更生法・民事再生法による更生・再生手続開始の申立て、破産の申立てまたは整理開始・特別清算開始の申立てなどの事由が生じている貸出金	た貸出金（①および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予している貸出金を除く）
②延滞債権……元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（①②を除く）	③3ヵ月以上延滞債権……元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金（①②を除く）
	④貸出条件緩和債権……債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（①～③を除く）

自己査定と償却・引当について

自己査定は、資産の内容を正確に把握するために、貸出先等の債務者の財務・経営状況に応じて「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」「要注意先（「要管理先」と「要管理先以外」）」「正常先」に区分し、さらに各区分の各債権を回収可能性に応じて4種類に分類します。当行では厳格な自己査定により、適正な償却・引当を行っております。

なお、自己査定の結果は内部監査を行い、さらに監査法人による外部監査を受けております。

● 自己査定と開示債権の関係 平成19年度（単体）

「自己査定の債務者区分に対する債権」「金融再生法開示債権」「リスク管理債権」の関係は概ね次のとおりです。

	自己査定	金融再生法開示債権	リスク管理債権
定 義	金融検査マニュアル	金融再生法施行規則第4条	銀行法施行規則第19条の2
基 準	債務者単位	債務者単位（但し、要管理債権は債権単位のみ）	債権単位
対 象	全与信	全与信（但し、要管理債権は貸出金のみ対象）	貸出金のみ
区 分	破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 4,099	破綻先債権 950
	実質破綻先		延滞債権 22,679
	破綻懸念先	危険債権 19,642	
	要注意先	要管理債権 2,641	3ヵ月以上延滞債権 —
	正常先	正常債権 308,780	貸出条件緩和債権 2,641
			（リスク管理債権以外の貸出金）（304,228）
		合 計 335,163	合 計 330,499

（単位：百万円）

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの状況

＜コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方＞

コーポレート・ガバナンス（企業統治）については、「健全な経営体質の構築」という経営の基本方針を実現するため、より強靱な組織体制と仕組みを整備し、必要な施策を実施することであり、経営上の最重要課題のひとつと位置づけております。

（１）会社の機関の内容

当行の「取締役会」は、取締役10名（平成19年度末現在9名）で構成され、経営の基本方針に基づく経営上重要な事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。なお、取締役のうち、社外取締役1名が業務執行から独立した立場で取締役会に加わることで、取締役会の経営監督機能の強化を図っております。

当行は監査役会制度を採用しており、「監査役会」は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、業務および財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査しております。

「経営会議」は、頭取・専務取締役・常務取締役で構成され、取締役会の決議した経営の基本方針に基づき、経営上の基本的な事項について協議しております。

（２）内部統制システムの整備の状況

当行の業務プロセスの中に内部統制を設け、経営管理の強化・充実に努めております。

＜法令違反を許さない体制＞

「コンプライアンスプログラム」

コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を年度毎に取締役会で決議し、その実践状況を取締役会に報告。

「コンプライアンス委員会」

運営目的・・・

全行的なコンプライアンス意識の醸成および法令等

遵守の実効性を高めること

検討・報告内容・・・

2ヶ月に一度開催し、法令新改訂の認識対応検討、全役職員を対象としたコンプライアンス勉強会等の実施状況、内部監査におけるコンプライアンス状況、顧客よりの苦情受付状況等の報告。当該委員会での検討・報告内容について経営会議へ報告。

また、内部監査部署を被監査部署から独立させ頭取の直轄組織とし、業務の牽制機能を図り、内部統制の有効性と効率性を検証しております。

（３）リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制は、相互牽制機能の発揮を第一義とし、全ての役職員が銀行業務で発生する各種リスクを正しく認識・把握し、自らの規模・特性に応じた適切な管理を行うことによって、業務の健全性と適切性の確保に努めております。

＜許容限度外のリスクを生み出さない、放置しない体制＞

「ALM委員会」

運営目的・・・

経営の健全性を維持するため、資産・負債に内在するリスク量を把握検討し、その最小化を志向するとともに、金利予測に基づいた資産・負債の総合管理を行うことにより、収益の拡大、戦略目標の策定等に資することを目的とする。

検討・報告内容・・・

月に一度開催し、流動性リスクおよび市場関連リスクについて分析検証し、経営会議に報告する。

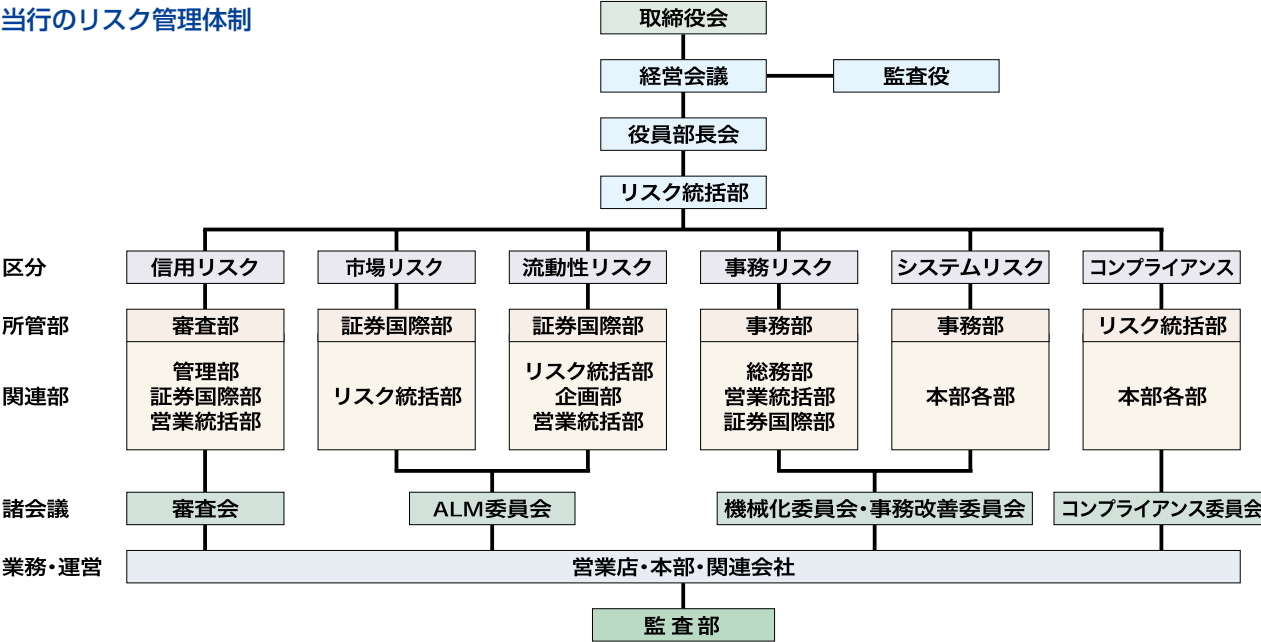
＜効率的な業務運営を促す体制＞

「事務改善委員会」「機械化委員会」

運営目的・・・

経営の健全性を維持するため、事務リスクに対する認識を深め、リスクの軽減ならびに事故・不正等を未然防止し、また、システムリスクを適正に管理し、システムの安全性、信頼性を維持するとともに情報資産の保護を図ることを目的とする。

当行のリスク管理体制



コンプライアンス(法令等遵守)体制

金融機関を取り巻く環境が変化し、金融自由化が進展する中、自己責任の徹底が強く求められています。このような状況の中、当行の公共的使命や社会的責任を役職員が強く認識するとともに、高い倫理観を持って行動することが重要であり、役職員全員が、コンプライアンス、すなわち法令や社会的規範の遵守に徹した企業風土を醸成していくことが必要であると考えております。

当行では、効果的なコンプライアンス体制を確立するため、リスク統括部をコンプライアンス統括部署と定めるとともに、本部各部および全営業店の部店長をコンプライアンス責任者、次席者をコンプライアンス管理者に任命し、その役割を明確にしております。また、本部各部においてコンプライアンス態勢整備のため実践すべき項目をまとめた「コンプライアンスプログラム」を毎年策定し、定期的にコンプライアンス委員会と協議するとともに、進捗状況を定期的に取締役会へ報告しております。また、役職員の遵法意識を一層高めるため、コンプライアンスマニュアルを配付し、勉強会や研修等により徹底を図っております。今後とも、当行を取り巻く環境の変化に素早く対応し、随時見直しを行いながら、お客様の信頼をいただくために体制の充実に取り組んでまいります。

リスク管理体制

銀行業務を営んでいく上では、信用リスク、市場リスクをはじめとしたさまざまなリスクを伴いますが、これらのリスクは金融環境の変化によってますます多様化していくとともに銀行に及ぼす影響も大きくなってきております。こうした中で、お客様のご希望にお応

えしながら健全性の確保、収益力の強化を実現していくには、あらゆるリスクを的確に把握して管理することが重要です。当行では、リスク管理を経営の重要課題の一つとし、健全性の向上の観点からリスク管理の充実に努めております。具体的には、当行のリスク管理体制全般を定めた「リスク管理基本規定」においてリスクの種類ごとに担当部署を定めるとともに、リスク統括部がリスク管理の統括部署として各リスク管理状況の把握や有効性等について定期的に検証しております。

◆信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先の経営状態の悪化などにより貸出金などの元本・利息が回収できなくなるリスクをいいます。信用リスク管理体制については、信用リスクを的確に把握し、厳正に管理するため、審査管理部門を営業推進部門から明確に分離する体制を構築しております。また、信用リスクに関する事項を審議する機関として審査会を設置しております。この審査会は、経営陣および審査部門メンバーから構成されており、個々の貸出先のリスクの状況に基づき、的確かつ迅速な与信判断を行える管理体制としております。さらに「自己査定」を通してお取引先の実態把握に努めております。加えて、与信リスクの分散を図るため、業種別・大口与信グループ別等の与信ポートフォリオの管理を行っております。融資については基本原則（安全性、収益性、流動性、成長性、公共性）を遵守し、事業計画や資金使途の妥当性、返済能力、担保などを総合的に評価しております。また、企業財務分析診断システムに加え、不動産担保評価システムによる担保評価額の定期的見直しなどシステムサポートも充実させ、各種研修制度を活用した行員のレベルアップと併せて信用リスク管理能力の向上に努めております。

より信頼をいただくための取り組み

◆市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利リスク、価格変動リスクおよび為替リスクなどからなっており、金利、有価証券の価格および為替など、様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。こうした市場関連リスクは、損失のリスクを伴う反面、収益の源泉でもあり、市場関連リスクをあらかじめ定めた範囲内に収めつつ、適切にコントロールしながら安定的な収益の確保を図るよう努めております。

◆流動性リスク管理

流動性リスクとは、銀行に対する信用の低下等により、必要な資金の確保が困難となったり、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」があります。当行では、安定した資金繰りを行うため運用・調達の状況を的確に把握し円滑な資金繰りに万全を期しております。

◆ALM

当行では、資産（Asset）負債（Liability）の総合管理（Management）の強化を図るため、ALM委員会を毎月開催して金利予測を行うとともに、マーケットリスク等について、金利リスク分析、シミュレーション分析等の多面的な分析をもとに検討を行っております。さらに、ALM委員会の下部組織として、ALM小委員会を開催し、ALMに関する事項について協議・検討し、ALM委員会に報告、提言しています。当行は、このようなALM管理体制において、変動する経済や金利情勢を常に意識した上で、銀行全体の資産・負債のバランスについて機動的に対応できる体制を敷き、リスク管理の高度化に努めております。

◆事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠ったり、事故・不正等を起こすことによって損失を被るリスクです。当行では、事務処理の厳正化や事故・トラブル防止の観点から、内部監査や店内検査を実施し、相互牽制体制と厳正な事務処理体制の確立に努めております。

◆システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動によって損失を被るリスク、あるいはコンピュータが不正に使用されることによって損失を被るリスクです。当行では、ホストコンピュータなどの重要機器に関しては、地震災害に備えて倒壊対策を実施し、営業店とコンピュータセンターとを結ぶ通信回線を二重化しています。また、バックアップセンター（神奈川県横浜市）を確保し、大規模災害発生時に緊急性を要する要求払預金の入出金取引に速やかに対応できる体制としております。さらに、データの厳正な管理、不正使用防止に関しても各種規定の整備等により、セキュリティ管理体制の強化を図っております。

プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）

当行では、お客様の個人情報の保護の重要性を認識し、次のように「プライバシーポリシー」を定め、取り組んでおります。

1. 個人情報の収集・利用・提供

お客様の個人情報は、利用目的の範囲内で収集し、当該利用目的以外には利用いたしません。また、お客様の個人情報は、適切な方法で管理し、特別の事情がないかぎり、お客様のご承諾なく第三者に開示・提供いたしません。

2. 個人情報の適正管理

お客様の個人情報は、紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセス等が生じないよう万全のセキュリティ対策を講じ、適正に管理いたします。

3. 個人情報に係る法令等の遵守

個人情報保護法などの法令・金融庁ガイドラインその他の規範を遵守し、お客様の個人情報を取扱いいたします。

4. 個人情報の委託

お客様の個人情報に関する取扱を外部に委託する場合は、適正な取扱を確保するための契約の締結や実施状況の点検等を実施いたします。

5. 個人情報の開示・訂正・削除等

お客様の個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止等をご希望される場合は、状況等伺いした上で、必要なお手続をご案内させていただきます。

6. 個人情報保護体制の見直し・改善

お客様の個人情報の取扱が適正に行われるよう、役職員への教育を徹底すると共に、個人情報保護体制について、定期的に見直し・改善を実施いたします。

7. 本件に関するお問合せ

本件に関するお問合せ先は下記のとおりです。

〒910-0023 福井市順化1-6-9
株式会社 福邦銀行 顧客サービスセンター
TEL (0776) 25-5127

株式会社 福邦銀行

当行は、金融分野における認定個人情報保護団体である全国銀行個人情報保護協議会の会員です。当協議会の苦情・相談窓口（銀行とりひき相談所）では、会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

◇全国銀行個人情報保護協議会

<http://www.abpdpc.gr.jp>

◇苦情・相談窓口 TEL (03) 5222-1700

またはお近くの銀行とりひき相談所

格 付

当行の投資対象先としての適格性をご理解いただき、経営の透明性をアピールすることを目的として中立的な第三者による評価である格付を新たに取得いたしました。株主様やお客様が安心してお取引いただけるよう今後の経営に活かしてまいります。

取得した格付

- (1) 格付機関 株式会社日本格付研究所(JCR)
- (2) 格付 「BBB」
- (3) 格付けの見通し 「安定的」
- (4) 格付けの対象 長期優先債務

地域密着型金融の取組み状況等について

当行は中期経営計画「お客様感動への挑戦」に合わせ、同計画の施策を中心に域密着型金融の取組みを継続、発展させ、地域社会の発展に貢献してまいりたいと考えております。

地域密着型金融の取組み状況（平成19年4月～平成20年3月）

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の一層の強化

- 創業・新事業支援ではふくい産業支援センターと連携した移動相談会を開催し、経営管理やマーケティングのアドバイス等幅広い支援に取り組みました(5回開催、相談件数33件)。
- 経営改善・事業再生支援でも企業経営支援室の人員を増員し、中小企業再生支援協議会を活用するなど、企業間格差・地域間格差が拡大する中でより実現可能性の高い改善計画の策定や経営指導に努めました。

2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

- 担保・保証に頼らない事業者向け融資「エクセレント」との商品性を向上させた結果、無担保融資商品の実績は28億円となりました。
- 不動産以外の資産を活用した融資の取組みも進め、機械担保融資など新たな融資スキームのお取り扱いを開始いたしました。
- 企業に対する「目利き力」養成についても内外の研修会を通じて育成を強化してまいりました。
- 3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献
- 第2回ビジネス商談会を開催いたしました（平成19年11月16日）。商談重視に力点を置き171件のマッチングと20件の成約が実現いたしました。
- ソリューション営業を強化し、顧客紹介業務（証券運用、オペレーティングリース、格付取得、為替リスクヘッジ）の業務提携を行い、お取り扱いを開始いたしました（紹介件数15件、うち9件成約）。
- 「子育て応援バンク」を宣言し、「公」の子育てに係る各種制度を活用した中小企業や個人向けの金融サービスを実施いたしました。

※上記「地域密着型金融の取組み状況等」の詳細は当行ホームページでご覧いただけます。

預金保険制度について

当行は、地域のお客様に安心してお取引いただけるよう、経営の健全性と安全性を重視し、経営体質の強化と収益基盤の拡充に努めております。

なお、当行では、1,000万円以上のご預金についても全額保護される預金として「決済用普通預金」をお取り扱いしております。

「預金保険制度」による預金保護の内容

平成17年4月～		
預金保険の対象預金等	当座預金 普通預金 別段預金	利息がつかない等の3要件を満たす預金(注1)は全額保護（恒久措置）
	定期預金 貯蓄預金 通知預金 定期積金 納税準備預金等	合算して元本1,000万円(注2)までとその利息等(注3)を保護 1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）
対象外預金等	外貨預金 譲渡性預金等	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）

(注1) 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

(注2) 当分の間、金融機関が合併を行ったり、事業の全てを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が1,000万円の代わりに、「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」による金額となります（例えば、2行合併の場合は2,000万円）。

(注3) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等のうち一定の要件を満たすもの等も利息と同様保護されます。

地域の皆様へのご融資

地域の皆様のお役に立つため、地元中小企業や個人事業主のお客様の幅広い資金需要に積極的にお応えしております。地域のお客様からお預かりしたご預金は地域のお客様にご融資し、地域社会の発展に寄与したいと考えております。

事業者向けご融資のお取り扱い

当行は不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資を推進しております。無担保・第三者保証人不要、キャッシュフロー重視の「ふくほう事業者ローン『勇士2000』」、機械設備を担保とした第三者保証人不要の「ふくほう機械担保ローン」の事業者ローンをお取り扱いしております。また、企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力(目利き能力)の向上を目指し、研修の強化や中小企業診断士の育成に力を入れています。

創業・新事業支援

中小企業のお客様の経営革新や新連携のお役に立つため、ふくい産業支援センターや地元大学との連携、中小企業診断士による経営相談を行っております。専門部署である法人営業部が情報収集や資金需要に対するご相談・ご提案を行い、より具体的に、迅速にサポートいたします。

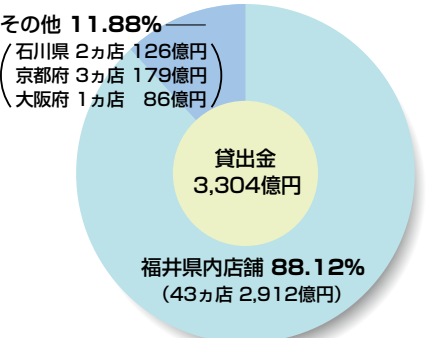
「ふくほうビジネス商談会」の開催

地元企業間の情報交換や販路拡大などビジネスチャンス創出にお役立ていただくため、平成19年11月、「ふくほうビジネス商談会」を当行単独で開催いたしました。また、「福邦銀行ビジネスマッチング情報交換制度」や「第二地銀協加盟行ビジネス情報交換制度（愛称B-net）」の利用によりビジネスマッチングをサポートいたします。

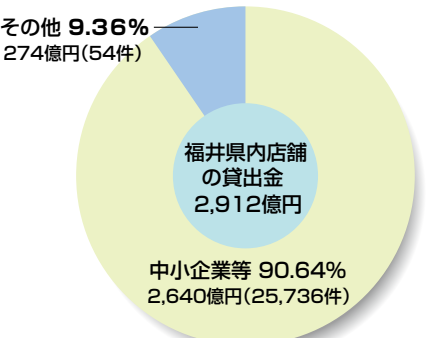
福邦クラブの活動

福邦クラブは会員の皆様を中心とした組織で、会員同士の交流や情報交換など企業経営にお役立ていただくことを目的としております。具体的には異業種間交流会、無料税務相談、講演会開催、会報誌「福邦メディア」の発行を通じた情報提供のほか、ふくい産業支援センターと連携し、中小企業の事業資金の調達などあらゆる相談を対象とした「移動相談会」を開催しております。平成20年3月末日現在の会員数は1,637社となっております。

店舗所在地別の貸出金状況(単体)(平成20年3月末現在)



福井県内店舗の貸出金状況(平成20年3月末現在)



ふくほうビジネス商談会



福邦クラブ講演会(島田洋七氏)

投資信託商品「福井県応援ファンド」を通じた地域活性化

福井県に関連する企業の株式に投資し、地元経済の発展を応援する投資信託商品「福井県応援ファンド」をお取り扱いしております。地域の福祉などにお役立ていただくため信託報酬の一部について日本赤十字社福井県支部に寄付を行っております。

ふくほうゆめプラザ

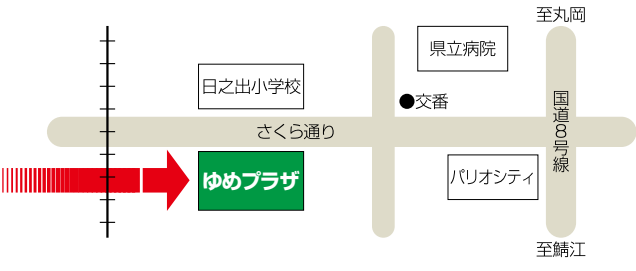
夜間や休日もローン全般のご相談・受付・お申し込みや、投資信託、国債、個人年金など各種お預かり資産の相談業務を行っております。ローンアドバイザーや資産運用アドバイザーがご相談を承ります。

場所 当行 日の出支店内(福井市日之出4-11-13)

営業時間 平日 AM10:00~PM8:00
土日祝日 AM10:00~PM6:00

定休日 毎週水曜日

☎ 0120-683294



年金相談会

当行では年金を専門に担当するライフ・パートナーを置き、年金に関するご相談を承っております。各営業店では定期的に社会保険労務士による年金無料相談会を福井県内と舞鶴市の店舗で年2回開催いたしております。平成19年度は90回開催し、1,359名のお客様にお越しいただきました。

地域への支援

地域文化振興を目指し、福邦クラブが毎年開催しているオーケストラコンサートの後援、福井市美術館の企画展『ガンダーラ美術とバーミヤン遺跡展』の協賛のほか、「ふくい春まつり越前時代行列」など地元の行事に積極的に参加しております。平成20年5月、福井大学医学部附属病院開院25周年記念事業助成のための寄付を行いました。また、平成20年4月、福邦銀行あんしんクラブは、AED(自動体外除細動器)の購入資金を福井県に寄付いたしました。歴史博物館など福井県内公共施設8カ所に「AED本体」「小児用除細動パッド」「AED収納ボックス」の3点セットで順次配置される予定です。



オーケストラコンサート



ふくい春まつり越前時代行列

店舗・キャッシュコーナーの状況

お客様のニーズにお応えできるよう店舗ネットワークの再構築を進めております。また、バリアフリーへの取り組みとして、安心してご利用いただけるよう新改築の店舗などからスロープや手すり、点字誘導ブロックなどの設置を進めております。

平成20年3月末現在、店舗は福井県43ヵ店、石川県2ヵ店、京都府3ヵ店、大阪府1ヵ店の合計49ヵ店を設置いたしております。

キャッシュコーナーは店舗内48ヵ所(58台)、店舗外54ヵ所(55台)の合計102ヵ所(113台)に設置いたしております。

なお、福井橋南出張所は平成20年7月13日に花堂支店に統合いたしました。キャッシュコーナーは引き続き設置しております。

企業の社会的責任（CSR）への取り組み

コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス体制、リスク管理体制の強化はもとより、地域金融機関として本業を通じた活動を発展させ経済・環境・社会面の責任を果たし企業の持続可能性を高めてまいりたいと考えております。

前出の「子育て応援バンク」としての活動などのほか次のような取り組みを行っております。

- ・環境保全に資する「LPガス住宅ローン」「オール電化住宅ローン」と「エコクロス通帳」
- ・全行員による美化運動「福邦ゆめ作戦」
- ・お客様満足度向上やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などを目的とした女性行員プロジェクトチーム「T i a r a（ティアラ）」の活動
- ・地域のお子様の安全を守る「かけこみATM」提供と、安全パトロールなど防犯協力を行っております。
- ・育児休業取得行職員を対象とした「職場復帰応援プログラム 休業中能力アップコース」の制定
- ・行職員向け「子育て応援バンクのコミュニティサイト」の立ち上げ



かけこみATMにはお子様用「おたすけボタン」を設置

当行では、皆様のご要望、ご相談にお応えするため、「顧客サービスセンター」を設置しています。銀行業務に関してお困りのことや、当行へのご意見、ご要望がありましたら、ご遠慮なくお申しつけください。

顧客サービスセンター TEL0776-25-5127 受付時間 8:45～17:00（銀行休業日は除きます。）

C O N T E N T S 資料編

コーポレートデータ

役員・組織図18

関係会社の状況・従業員の状況・採用人数・沿革19

店舗一覧・キャッシュコーナー一覧20

主な業務のご案内

預金業務24

貸出金業務25

証券業務・国際業務・保険代理店業務26

各種サービス業務など27

主な手数料28

連結情報

平成19年度の業績等の概要29

主要な経営指標等の推移(連結)30

連結財務諸表31

単体情報

主要な経営指標等の推移(単体)35

財務諸表36

損益の状況40

預金業務42

貸出金業務44

国際業務・内国為替業務・証券業務・その他46

デリバティブ取引49

資本・株式の状況50

バーゼルⅡ第3の柱(市場規律)に基づく開示51

法定開示項目一覧(索引)59

（独立監査人による監査について）

当行は、会社法第396条第1項の規定に基づき財務諸表並びに連結財務諸表について新日本有限責任監査法人の監査を受けております。金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき財務諸表並びに連結財務諸表について新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。